

令和 7 年度 水田水管理低コスト化事業実施要領

令和 7 年 4 月 1 日付け農計第 7 号

第 1 趣 旨

この要領は、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という）に基づく農地耕作条件改善事業を活用して水田の管理省力化に取り組む地域を対象に、水田センサーや自動給水栓を用水機場単位で水田へ導入し、水田農業における水管理の低コスト化等を図る水田水管理低コスト化事業（以下、「本事業」という）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間とする。

第 3 事業の対象地域

本事業の対象地域は、茨城県内の土地改良区の受益地において、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域（以下「農振農用地区域」という。）のうち、地域計画を策定した区域（以下「地域計画策定区域」という。）とする。

第 4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体（農業者団体）とする。

第 5 事業の内容

農地中間管理機構が地域内の担い手への農地集積を推進している土地改良区の受益地において、1 用水機場当たりの水田に、水田センサー、自動給水栓を導入し、スマートフォン等から水田の水位を遠隔監視することで、水まわり等の担い手の水管理労力を削減する。

第 6 事業の実施条件

1 一般的事項

この事業により補助を受けようとするときは、実施要綱第 6 の 1 に定められている農地耕作条件改善事業地域内集積型の実施要件（農地中間管理機構との連携、地域内農地集積促進計画の作成、農地耕作条件改善計画を作成していること、1 地区当たりの事業費の合計が事業費 200 万円以上、かつ受益者数が農業者 2 者以上であること）を満たし、かつ、「水田水管理低コスト化事業実施計画書」（以下「実施計画書」という）様式第 2 号を作成し、その履行に努めること。

2 事業実施基準

水田水管理低コスト化事業の実施基準は次表のとおりとする。なお、事業の実施にあたり、第 6 の 1 の要件を満たした上で、次表のどちらかの事業に取り組むこと。

事業区分	実施基準
① 電力量削減事業	高度な水管理により用水ポンプの運転経費削減（運転停止等）に取り組み、1 機場当たりの用水ポンプの電力量を、事業活用年度の直近 5 年間の平均電力量に対して 2 割程度削減すること。
② 所得向上事業	高度な水管理による、削減された水管理時間を使い、新たな作付、規模拡大等に取り組むこと。

第 7 事業の実施

1 事業計画の申請及び承認

- (1) 事業実施主体は、実施計画書を作成し、所管する農林事務所長（以下、「所長」）に対し、様式第 1 号により申請するものとする。
- (2) 所長は、実施計画書を審査し、適当と認めるときは、承認するものとする。
この場合において、所長は、様式第 2 号により、事業実施主体に対し承認の通知をするものとする。

2 事業計画の変更

- (1) 前項(2)において承認された事業計画を変更しようとする場合は、様式第 4 号により、所長に提出するものとする。
ただし、次に掲げるもの以外の軽微な変更についてはこの限りでない。
ア 補助対象経費の 20 パーセント以上の変動
イ 事業実施面積の 5 パーセント以上かつ 5 ヘクタール以上の変動
ウ 事業実施主体の変更
- (2) 所長は (1) により提出された実施計画の変更の内容を審査し、適当と認めるときは、様式第 5 号により、事業実施主体に対し承認の通知をするものとする。

第 8 計画審査

本事業の施行により補助金の交付を受けようとするものは、実施計画書を作成し、所長に提出し、審査を受けなければならない。

第 9 事業の実施状況

事業実施主体は、事業実施（水田センサー、自動給水栓を設置）年度から 5 年間は、毎年度事業実施状況報告書（様式第 6 号）を作成し、様式第 7 号により所長に報告するものとする。所長は、事業実施主体から報告された書類を審査するほか、必要に応じて現地確認により実施状況を確認するものとする。

第 10 助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、別に定める令和 7 年度水田水管理低コスト化事業補助金交付要項（令和 7 年 4 月 1 日付け農計第 7 号）に基づき、費用の一部を補助する。

第 11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。